

平成 31 年度事業計画

平成 31 年 3 月 19 日策定
公益社団法人青森県トラック協会

[1] 策定基調

わが国の景気は、世界経済の減速が懸念されるなか、内需が景気を牽引し、消費増税下においても堅調に成長し続けるものと予想されている。一方、人口減少が顕著となったわが国では、労働供給が頭打ちとなり、経済成長を持続させるためには、企業の連携等を通じた生産性向上が不可欠とされている。

このような状況において、トラック運送業界は、昨年 6 月の働き方改革関連法の成立や 12 月の貨物自動車運送事業法の一部改正により、業界の課題解消に向けた大きな転換点を迎えることとなった。

また、一昨年の標準運送約款の改正によって適正運賃・料金を收受できる環境が整ったことから、健全経営や労働力確保等の諸課題の解決に大きな期待が寄せられており、引き続きこの新約款活用の促進に向けた更なる取組みが求められているところである。

本県のトラック運送業界においても、産業活動と県民生活に欠かせない貨物輸送を安定的かつ継続的に確保するため、この転換点を契機にトラックドライバーの労働条件の改善やトラック運送事業の健全な発展を図り、現下の様々な要請に応えられるよう、関係機関・団体と密接に連携し、以下 8 項目を重点施策と位置付けて、[2] の事業計画に基づき効果的な諸施策を推進する。

重点施策

- (1) 貨物自動車運送事業法改正作業に係る対応
- (2) 長時間労働のは正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (3) 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進
- (4) 人材確保対策の積極的な推進
- (5) 交通及び労災事故の防止対策の徹底
- (6) 高速道路通行料金の大口多頻度割引最大 50% の継続・恒久化、割引制度の充実及び高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- (7) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (8) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

[2] 平成 31 年度事業計画書

A 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業 (公益目的事業)

1 . 交通安全対策事業

事業用貨物自動車による交通事故防止は社会の要請であり、公道を利用する運送事業者として最重要課題である。当協会は、事業用自動車の事故削減はもとより、社会全体の交通事故防止及び飲酒運転の絶滅に寄与するためにも、下記の事業を実施する。

(1) 交通安全に資する助成事業

重点(5)

事業用貨物自動車の交通事故削減に効果が期待される各種安全機器の助成と、運行管理業務を支援するため、運転教育やドライバーの特性把握に関する助成を行う。

尚、平成 31 年度においては次の助成を行う。

運転者適性診断料助成（一般、初任、適齢）

運転記録証明等交付手数料助成

定期健康診断料助成

職場健康器具（血圧測定器等）助成

ドライブレコーダー機器等導入促進助成

安全装置等導入促進助成

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成

睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査料助成

トラックドライバー等安全教育訓練受講料助成

運行管理者一般講習受講料助成

(2) 青森県トラックドライバーコンテスト

県内のトラック運転者がプロドライバーとしての技術及び意識を更に高め、輸送時の安全確保や安全運転に寄与することを目的として、法令知識、車両点検、運転技能について競技し、成績優秀者を上部機関である全日本トラック協会が主催する全国大会に出場させる。

(3) 交通安全キャンペーン等の実施及び参加

各種交通安全運動、キャンペーン等の実施及び参加を通じ、交通安全推進を行う。

尚、平成 31 年度においては、次の運動、キャンペーンに参加する。

- ・ 春、秋の全国交通安全運動
- ・ 新入学高校生事故防止キャンペーン（交通安全グッズの贈呈）
- ・ 正しい運転、明るい輸送運動

(4) 交通安全研修会の開催

重点(5)

貨物自動車運送事業に関する事故防止対策研修会を開催する。

初任運転者特別指導教育

経営者、運行管理者等への各種研修会

運行管理者試験勉強会

トラック協会会員事業者による「事故防止安全大会」

(5) 高齢者及び児童の交通安全教室

交通弱者の交通事故防止のため、高齢者、児童向けの体験型学習を通じて、事故防止啓発を行う。

(6) 運転適性診断の促進

事業用貨物自動車の運転者が手軽に運転適性診断を受診出来る機会を提供し、受診率の向上によって、事業者による運転者指導や交通事故防止を図る。

2. 環境エネルギー対策事業

トラック輸送に伴う環境負荷の低減は、トラック運送業界に対する社会的要請である。また、国内物流の基幹産業として発展を遂げるためにも環境保護関連団体の活動に積極的に参加し、社会との共生を図ることが求められていることから、下記の事業を実施する。

(1) 環境保全、地球温暖化対策に資する助成事業

事業用貨物自動車が排出する温室効果ガスや、粒子状物質などの削減に効果が認められる機器の導入や、事業者が行う環境保全に資する事業について助成を行う。

アイドリングストップ支援機器導入促進助成

グリーン経営認証制度促進助成

(2) 環境改善運動への参加

事業所及び各ドライバーへの環境啓発を図るため、環境関連団体の運動等に賛助するほか、各種運動等に積極的に参加する。

(3) 環境エネルギー研修会の開催

温室効果ガスによる地球温暖化や、事業用貨物自動車の排出ガスによる環境悪化の防止をテーマとした研修会を開催する。

3. 適正化対策事業

当協会は、貨物自動車運送事業法第38条の規定により、「地方貨物自動車適正化事業実施機関」として東北運輸局青森運輸支局の管轄区域の一を限って東北運輸局長から指定を受けている。(平成2年12月1日)

地方適正化事業実施機関の事業は、同法第39条の各号に定められており、貨物自動車運送事業の秩序確立を図ることを目的としている。

適正化対策事業として、下記の事業を実施する。

(1) 地方適正化事業の推進

重点(7)

貨物自動車運送事業者の指導

重点(1)

輸送の安全を阻害する行為の防止と法律に基づく命令の遵守を目的として、貨物自動車運送事業者に対して会員・非会員を問わず、県内の事業所を訪問し、全国統一の指導基準に基づき巡回指導を行う。

営業類似行為（白トラ）の防止

白トラ、名義貸し行為に関する情報収集、啓発活動を実施する。

啓発広報活動

重点(1)

過積載運行、過労運転等防止の啓発広報活動を実施する。

苦情処理

運送事業に係る苦情の処理を行う。苦情の申立者は、荷主等の利用者に限らず、ドライバー等の一般市民も対象とし、高速道路での煽り行為、急な割り込み等の「危険運転行為」に関する苦情を含め、再発防止指導を中心に処理する。

行政との連携

重点(1)

運送事業の適正化を図るため行政との連携を図り、違法行為に関する行政通報を行い、行政を一部補完する。

(2) 事業用貨物自動車の交通事故防止活動

重点(5)

適正な運行管理、危険運転の防止、事業用自動車による交通事故防止事例等の情報を事業者に提供し、事業者の運行管理能力の向上と交通事故防止活動の支援を行う。

(3) 安全性優良事業所（Gマーク制度）の認定促進

重点(5)

全日本トラック協会ではトラック運送事業者の安全性の取組みを評価、認定、公表する安全性優良事業を実施しており、当協会ではこの事業の実施に当たり、事業者の認定評価に必要な安全性の取組みに関する支援や助言、申請書類の受付等を行う。

- (4) 国土交通省「運輸安全マネジメント」の推進 重点(5)
トラック事業の経営トップ主導による職場の安全体制を構築するため、巡回指導や研修会を通じて経営者等への指導を行う。
- (5) 輸送秩序確立運動の展開 重点(1)(3)
安全で安心かつ良質な輸送サービスを安定的に確保・提供し続けるため、法令遵守及び公正取引を通じた輸送秩序の確立を図り、健全な競争環境の実現と適正取引の推進を目的とした運動を展開する。
- (6) 法令遵守等に関する研修会の開催 重点(5)
貨物自動車運送事業の適正な運営に必要な規則・法令等に関する研修会を開催する。
- (7) 地方適正化評議委員会の運営
地方実施機関の組織・運営の中立性、透明性を確保し、地方適正化事業の公正かつ着実な実施を図るため、地方適正化評議委員会を適切に運営する。

4 . 緊急輸送対策事業

重点(8)

東日本大震災発生時の教訓を生かし、今後発生が予想される様々な災害に対応するため、関係機関との連携を図りながら、下記の事業を実施する。

(1) 各種防災訓練への参加

事業用貨物自動車は自然災害等の発生において緊急救援物資や災害復旧に必要な資機材の輸送を行う重要な役割があり、各種防災訓練等に参加し災害時の有事に対応できる組織体制の整備を行う。

(2) 防災資機材の整備

自然災害等の発生時に事業用貨物自動車に課せられた役割を迅速かつ適切に実施するため、各種資機材の整備及び維持管理を行う。

5. 労働対策事業

少子高齢化、ドライバー不足等の労働環境の変化に対応し、人材の確保・育成対策を行うほか、事業従事者の健康増進や長時間労働の是正及び労働災害を防止するため、下記の事業を行う。

(1) 労働災害防止及び労働力確保に資する助成事業

貨物自動車運送事業における労働災害の防止及び労働力確保に資する講習等の受講料、資機材の導入等に対し助成を行う。

フォークリフト運転技能講習、移動式クレーン、玉掛け作業受講料助成

荷役運搬作業指導者講習会受講助成

交通労働災害防止管理者講習受講助成

安全衛生推進者教育助成

準中型、中型、大型、けん引運転免許取得助成

(2) 労働災害防止及び労働力確保に関する研修会の開催

重点(2)(4)

労働集約型産業である貨物自動車運送事業における労働災害防止及び労働力確保に関する研修会を開催する。

交通労働災害防止セミナー

職場健康増進セミナー

厚生労働省の各種助成事業に関する研修会

(3) 労働力確保に関する調査研究

重点(2)(4)

少子高齢化、ドライバー不足等の労働環境の変化に対応した労働力確保に関する調査研究を行う。

(4) 労働行政との連携

重点(2)

労働行政と連携し労働力確保対策を推進する。

尚、本年度は、トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会の効果的な運用を通じて諸課題の解消を図る。

(5) 労働災害防止運動キャンペーン

重点(6)

夏季、冬季、年末繁忙期における総労働時間短縮、過労運転防止について広報啓発活動を実施する。

6. 経営改善対策事業

貨物自動車運送事業の健全な経営を維持するためには、コストに見合った適切な運賃収受が最大の課題であり、多様なコストを含めて原価意識の高揚を図ることが重要である。

業界の活力ある永続的な発展に資するため、経営者・管理者の資質向上と若手経営者。後継者、管理者等の育成を行うため、本年度は下記の事業を行う。

(1) 経営改善セミナー・研修会の開催

重点(2)(3)

経営環境の変化に対応するため、事業者の経営改善に必要な情報等を提供し、その取組みに資するため、経営者、管理者を対象とした研修会を開催する

(2) 人材育成のための各種助成の実施

重点(2)

業界の次代を担う青年経営者、後継者及び管理者等の幅広い人材を育成し、トラック運送事業の永続的な発展を期すため、研修会等への参加助成を行う。

(3) 適正運賃・料金の収受に関する指導

重点(3)

適正な運賃・料金の収受は健全経営の基盤であり、諸課題の解決にも不可欠なものであるため、業界の取組みとして必要な指導を行う。

7. 広報対策事業

物流の重要性をアピールし業界のイメージを高めるためには、積極的な広報活動が重要である。また、当協会の各種事業を効率よく展開するためにも広報活動は不可欠であり、効果的な広報活動を推進するため、下記の事業を実施する。

(1) 広報による業界の理解促進

重点(6)

業界の課題・取組みを広く情報発信するため、各種メディアを活用し、一般消費者、荷主企業に理解と協力を求める。

物流に関する交流授業の開催

トラック輸送の社会的評価について認識を高めることを目的に小学生を対象とした物流に関する交流授業を開催し、日常生活に不可欠な物流の仕組みやトラック輸送の社会貢献について広報する。

メディア懇談会の開催

県民の意識形成に影響力を有するメディア関係者との懇談会を開催し、業界の現状に理解を求め、業界イメージ向上への取組みを行う。

(2) 「トラックの日」の広報事業

全日本トラック協会において定めた「トラックの日（10月9日）行事として、一般消費者向けのイベントを開催し、トラック輸送のPRと交通安全の啓発を行い、トラック運送事業に対する理解促進を行う。

また、このイベントに併せて県内各地で街頭クリーン作戦など、事業者による社会貢献活動を行う。

8 . 中央出捐金事業

当協会が青森県から交付を受けた青森県運輸事業振興助成交付金の一部（23.0%）を公益社団法人全日本トラック協会へ出捐金として支出する。

公益社団法人全日本トラック協会が実施している大部分の事業は、「運輸事業の振興に関する法律」に基づき、都道府県トラック協会から出捐された資金により行われており、その出捐金収入により、運輸の安全性の確保、環境に係る調査研究を行うと共に、より安定したトラック輸送のサービス改善と充実を図るために、全国トラック運送事業者の経営基盤強化を目指し、研修会の開催、啓発資料の発行、各種助成、を行っている。

B 表彰事業（相互扶助等事業 1）

本協会の会員を対象に、協会の運営並びにトラック運送事業の健全な発展、社会的地位向上に功績のあった者を表彰規程に基づき通常総会において表彰する。

C 機関誌「青森県トラック協会報」発行事業（相互扶助等事業 2）

2か月に1回会報を発行し、会員のほか関係機関団体、関係行政機関、地方自治体などに送付し、トラック運送に必要不可欠な情報を提供するとともに、業界における取組や主張、提言を積極的に公表する。

D 助成事業（相互扶助等事業 3）

会員の経営支援を目的に信用保証、中小企業大学校講座受講促進事業を実施する。

E 会員意見の発信事業（相互扶助等事業 4）

重点(6)

「規制緩和対策」「道路対策」「軽油価格変動対策」等について、会員の意見を行政等に反映させるための要望活動を実施する。

F 貸館事業（相互扶助等事業 5）

- ・ トラック協会研修センターの施設の一部を本協会の関連組織である陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部、東北交通共済協同組合青森支部などへ有償で貸与する。
- ・ 東北運輸局青森運輸支局や独立行政法人自動車事故対策機構等の公的機関が行う講習会等に、大・中・小の研修室を有償で使用させる。
- ・ 研修センター内に自動販売機を有料で設置させる。
- ・ 本協会が所有する野球場を有料で貸与しているほか、公益社団法人全日本トラック協会から委託を受け管理しているトラックステーションをトラック運送事業者の車両駐車場所として無償で貸与する。